

# 野外焼却は法律で 禁止されています！

周辺環境を悪化させる野外焼却の具体例

剪定した木枝等の焼却

ドラム缶等で焼却

煙臭が大量発生する焼却

みんなで協力して、快適な生活環境を守りましょう！  
新型コロナウイルス感染症対策で、換気が推奨されています。  
より一層のご協力をお願いします。

廃棄物（ごみ）を屋外で燃やす行為（野外焼却）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。野焼きは煙臭による周辺環境の悪化を招くだけでなく、周囲に燃え広がり火災につながるおそれもあります。ごみは正しく分別して指定された日にごみ収集場所へ出してください。



農作業等で「やむを得ず」行われる農作物残さや宗教行事としての「お焚き上げ」など一部禁止の例外がありますが、これは生活環境に与える影響が軽微である場合に限りです。

周辺住民の生活環境への影響がある野外焼却の場合は、行政指導の対象となり、野外焼却の中止指導を行います。

## 市民の皆さまから 声 実際に寄せられた

- △ 近所で草木を燃やして煙たい
- △ 煙で窓を開けられない
- △ 洗濯物に臭いがついて困る
- △ 煙と臭いで体調が悪くなったなど

つくば市内の「野外焼却」に関するお問い合わせ先

つくば市環境衛生課 不法投棄対策係  
電話：029-883-1111（内線4360～4361）